

助成等選考委員会規程

(目的)

第1条 公益財団法人とっとりコミュニティ財団（以下「この法人」という。）は、この法人が助成事業等で支援を行う対象（以下「助成対象者」という。）を選定する選考委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員会の事務)

第2条 委員会の事務は、次に掲げる事項を行うこととする。

- (1) この法人が行う助成事業等に係る助成対象者の選定
- (2) その他、前号に関連する事項（委員の構成等）

(委員の構成等)

第3条 委員は、助成事業等の目的を理解し、趣旨に沿って公正かつ中立な立場を堅持できる者の中から理事会で選任した上で、代表理事が委嘱する。

- 2 委員の任期は2年以内とし、再任を妨げない。
- 3 任期の満了前に辞任した委員の補欠として選任された委員の任期は、辞任した委員の任期の満了する時までとする。

(選考会の設置等)

第4条 助成事業等毎に選考会を設置する。

- 2 各選考会の担当委員は、委員のうちから、代表理事が選考会毎に選任する。
- 3 代表理事は、各選考会の委員の選任に際して、助成事業等の目的上必要であると認めた者を外部委員として委嘱し、選任することができる。ただし、その数は当該選考会の担当委員及び外部委員（以下「担当委員等」という。）の合計数の3分の1を超えることはできない。
- 4 各選考会の担当委員等の定数は、3名以上とする。

(議長)

第5条 各選考会にそれぞれ議長を置く。

- 2 議長は担当委員等の互選によりこれを定める。
- 3 議長は会務を総理し、選考会の議事を運営する。
- 4 議長に事故があるときは、あらかじめその指名する者がその職務を代理する。

(選考会の会議)

第6条 各選考会は、代表理事が招集する。

- 2 各選考会は、担当委員等の過半数の出席をもって成立する。
- 3 会議の議事は出席した担当委員等の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。
- 4 議長は、必要と認めるときは、各選考会に担当委員等以外の者の出席を求め、

説明を聴くことができる。

- 5 各選考会は、緊急を要する場合等は、会議の開催に代えて書面又は電磁的記録により第2条に掲げる事務を行うことができる。

(担当委員等の除斥)

- 第7条 担当委員等は、第2条各号に掲げる事項に関し、自己、自己が役職員等である団体又は3親等以内の親族の利害に関係のある議事に加わることができない。
- 2 その利害の関係から議事に加わることができない担当委員等が発生した場合の会議の議事は、出席担当委員の過半数の同意を条件として決する。

(理事会への報告)

- 第8条 各選考会での議決の結果は、当該選考会の直後に開催される理事会へ報告するものとする。

(議事録)

- 第9条 委員会の議事については、書面又は電磁的記録をもって議事録を作成しなければならない。

(謝金等)

- 第10条 担当委員等には、その職務執行の対価として謝金等を支給することができる。謝金等の基準については、謝金規程を準用する。

(守秘義務)

- 第11条 担当委員等は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。担当委員等の職を退いた後も同様とする。

(事務局)

- 第12条 委員会及び各選考会の事務は、この法人の事務局が行うものとする。
- 2 事務局の職員は、委員会の会議その他の事務処理を通じて知り得た事項を他に漏らしてはならない。

(雑則)

- 第13条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、代表理事が定める。
- 2 この規程に定めるもののほか、各選考会の運営に関し必要な事項は議長が定める。

(改廃)

- 第14条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、2025年5月9日より施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、2025年12月1日より施行する。